

大村市公告第87号

大村農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に変更理由書を添えて下記により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、縦覧期間満了の日までに当該農業振興地域整備計画の変更案について市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年6月29日

大村市長 園田 裕史



記

- 1 大村農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
令和8年6月29日から
令和8年7月29日まで
- 2 大村農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所
大村市玖島一丁目25番地
大村市役所
農林水産部 農林水産振興課